

# 地方分権改革の推進と地方税財源の充実確保について

【内閣官房・内閣府・総務省・財務省】

## 提案・要望の内容

1. 国地方を通じて簡素で効率的な行政システムを構築し、持続的に発展できる社会を実現するためには、都市と地方の共生による分権型国土づくりを進めることが大切である。第二期地方分権改革においては、地方団体の意見を十分踏まえて、地方の自主性・自立性を高める改革とすること。
2. 地方交付税は、全ての地方公共団体で標準的な行政サービスを提供できるよう税源の偏在を調整し、財源を保障する必要不可欠な地方共有の固有財源である。自主財源に乏しい団体にあっても標準的な行政サービスの提供に支障が生ずることのないよう財源調整機能及び財源保障機能を充実・強化すること。
3. 平成20年度の地方財政対策においては、地方団体の財政運営に支障が生じないように、地方交付税の総額を確保すること。
4. 近年の景気回復に伴い法人2税を中心に税収が急速に回復しているが、これに伴い東京など大都市圏と地方圏の税収の差が拡がり、財政力の差が拡大する傾向にある。

本県のように税源に乏しい団体では、地方交付税に大きく依存せざるを得ないが、近年の地方交付税の削減により財政運営が極めて困難な状況となっており、地方税、地方交付税を含めた一般財源ベースで地域間の格差が拡大しないような方策を講じること。

## 【現状と課題】

- 地方は、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきているが、昨年地方財政対策でも「地方交付税の特例減額」が議論されるなど、今後も国による一方的な地方交付税削減の懸念は払い切れていない。
- 「骨太の方針2006」により、平成19年度から平成23年度までの5年間、地方一般歳出を厳しく抑制する方針が示されている。
- 近年の景気回復によって、全国的には法人2税を中心に地方税収の回復が顕著であるが、本県のように税収が乏しく景気が低迷している団体では、税収の増加に多くを期待できないため、現行のままでは、大都市圏との財政力の差は、一層拡大することになる。
- 次の閣議決定等を踏まえ、地方税制度の改正、地方交付税の算定方法の変更などによる財政力格差を縮小させるための取り組みが必要。
  - ・「骨太の方針2006」で、「各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。」こととされている。
  - ・「日本経済の進路と戦略―新たな創造と成長への道筋―(平成19年1月25日閣議決定)」の中で「地方公共団体間で財政力に隔たりがある現状を踏まえ、その格差の縮小を目指す。」こととされている。

## 【本県の取組状況・方針】

- 本県においては、地方交付税の急激な減少などによる厳しい財政状況の下、平成16年10月に「中期財政改革基本方針」を策定し、全国的にみてもトップレベルの抜本的な行財政改革に取り組んできたところである。
- しかし、歳出削減も限界に近づきつつある上、「骨太の方針2006」による地方交付税の減少等の影響を受け、平成20年度以降も当面300億円近くの収支不足が見込まれており、本県財政の生命線である地方交付税の動向によっては、死活問題となりかねない状況。

## 【提案要望の効果】

- 地方団体間の財政力格差が是正され、地方交付税の総額確保及び財源調整機能、財源保障機能が充実・強化されることにより、財政基盤の脆弱な本県にあっても、必要な行政サービスの水準を何とか維持し、将来にわたって持続可能な行財政運営に向け、県政改革を着実に推進することが可能となる。

